



地下水の保全に関する条例の改正

(仮称)

西条市地下水の保全及び管理並びに 適正な利用に関する条例

令和3年4月
西条市 環境政策課

1 条例制定の背景

○地下水「うちぬき」は、市のシンボル

○私たちはこの「うちぬき」を守り続け、水質
及び水量を維持していかなければならない。

1 条例制定の背景

水循環基本法(平成26年7月施行)

(第3条第2項)

「水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、水については、その適正な利用が行われるとともに、全ての国民がその恵沢を将来にわたって享受できることが確保されなければならない。」

(第5条)

「地方公共団体は、基本理念にのっとり、水循環に関する施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」

1 条例制定の背景

西条市地下水保全管理計画(平成29年策定)

「地域公水」

市民と事業者と市が一体となり地下水を持続的に守っていける体制を作り、また、条例で適正な規制を設けて、将来にわたり健全な水循環の維持又は回復を図ることにより、地下水の水質及び水量の維持・保全を目指します。

1 条例制定の背景

地下水を保全するための方策

平成16年から旧西条市域を対象に暫定施行している「西条市地下水の保全に関する条例」を廃止し、新条例を制定

2 条例改正で目指す方向

- (1) 一般家庭の地下水利用に影響を与えない。
- (2) 持続可能な地下水の保全及び管理並びに適正な利用により、健全な水循環の維持・回復に寄与する。
- (3) 地下水は、限りある資源であり、不適正な利用は、沿岸部の塩水化などを招く恐れがあるため、適正な地下水の利用を求める。

3 現行条例からの変更点

- (1) 条例適用地域を旧西条市から合併後の新西条市（2市2町）へ拡大します。
- (2) 廃棄物処分業などの規制対象事業を実施する際に市長への事前協議を要する規制対象地域については、現行条例の水源保護地域から市全域に拡大し、地下水の保護の強化を図ります。（資料1参照）
- (3) 市全域を涵養域と水源域に分け、地下水の保全及び管理を行います。（資料2参照）
- (4) 「地域公水」理念を盛り込みます。
- (5) 「育水」思考を盛り込みます。
- (6) 地下水の汚染時等の対応を盛り込みます。

4 条例（案）の概要

(1) 地域公水

地下水は、地域の水循環の中で育まれており、市民共有の地域資源で公共性が高いことから、これを地域公水と位置付け、全ての市民はその恩恵を享受し利用できる権利と保全に対する責務を有し、市民は地下水の保全及び管理を市に信託し、市は地下水の持続的な利用と豊かな水環境形成のために、地下水を保全及び管理する責務を負います。（資料3参照）

【趣旨】

地下水は、市民共有の財産であるため、地域公水と位置付けて、将来にわたり、市民、事業者、市が協力して守ろうとするもの。

【解説】

- ①地下水は市民共有の財産であり、全ての市民が利用できる環境を確保し、また、保全していくためには、公共的機関の介在が必要です。
- ②自治体が、「条例」により地下水利用ルールを規範化し、管理している地下水資源を「地域公水」として捉えます。
- ③自治体は「地域公水」の管理者として、市民に対する生活用水の供給確保や地下水保全の責務、また、各種利水の調整、配分決定などの権限を有します。
- ④地下水を利用する者は、その受益に対して、地下水保全に協力する責務を有します。

4 条例（案）の概要

(2) 地下水採取

次の井戸を設置する場合、周辺地下水の影響調査を実施し、市長との事前協議が必要となります。

市長は、地下水採取の可否を判断します。

「採取可」と判断された場合は、水量測定器を設置し、地下水の採取量を記録するとともに、定期的に報告していただきます。

○ 揚水機の吐出口の断面積が 2.1 cm^2 以上の井戸（現行条例にあるもの）

○ 採取量が $100\text{ m}^3/\text{日}$ 以上の井戸（新条例から追加になるもの）

【趣旨】

地下水の大量採取による周辺地下水の減少や枯渇を未然に防止します。

【解説】

- ①一般家庭が利用する揚水量は、周辺地下水へ影響を与える恐れがないと考えられます。
- ②一般家庭で利用する揚水機の吐出口は口径 5.08 cm （2インチ）、断面積 20.3 cm^2 までであり、事前協議の対象は 2.1 cm^2 以上とします。
- ③一般家庭で利用する揚水機を長時間稼働し多量に採取する場合は、周辺地下水への影響を与える恐れがあるため、吐出口の面積にかかわらず、事前協議の対象を $100\text{ m}^3/\text{日}$ 以上とします。

4 条例（案）の概要

(3) 規制対象事業

次の事業に係る事業場を設置する場合、市長への事前協議が必要となります。

市長は、事業実施の可否を判断します。（現行条例にあるもの）

事前協議を要する地域については、現行条例の水源保護地域から市全域に拡大します。

- 一般廃棄物処分業及び産業廃棄物処分業
- ゴルフ場を営む事業
- 砕石業
- 砂利採取業
- 生コンクリート又はセメント製品製造業
- 石油精製業（潤滑油再生業を含む。）
- 有機化学工業製品製造業
- その他地表水又は地下水の水質又は水量に影響を及ぼすおそれのある事業

【趣旨】

市全域において、土壌、地質及び地下水の汚染を未然に防止します。

【解説】

- ①全国的に問題とされる水質に影響を及ぼす可能性が高い事業場の設置を規制します。

4 条例（案）の概要

(4) 有害物質使用事業場（現行条例にあるもの）

有害物質を製造、使用等する事業場を設置する場合、市長への届出が必要です。

有害物質

カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPNに限る。）、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物、クロロエチレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類

【趣旨】

土壌、地質及び地下水の汚染を未然に防止します。

【解説】

- ①有害物質については、水質汚濁防止法、PRTR法等で国や県への報告が義務付けされていますが、市への報告義務はありません。
- ②条例で市への報告を義務付けることで、市民の安全、被害拡大防止に繋がります。
- ③涵養域・水源域のうち、特に重要な地域を涵養保護地域・水源保護地域とし、規制対象事業場や有害物質事業場の設置を禁止します。

4 条例（案）の概要

(5) 地下工事

地下5メートルを超える工事（杭、コンクリート構造物等を設置する工事など）が地下水の水質又は水量に影響を及ぼすおそれがある場合、水質検査又は水量調査が必要となります。ただし、地質調査のためのボーリング、地下水を採取するために管を打ち込む工事、打込式消火栓は除きます。

（水質調査は、現行条例にあるものです。）

【趣旨】

土壌、地質及び地下水の汚染、水量減少を未然に防止します。

【解説】

- ①場所によっては、地下10mに満たない井戸があること（加茂川の地下浸透地域周辺や渦井川流域などの井戸は6.5m～8m）を考慮し、地下5mを超える場合を対象とします。
- ②大規模なマンション、橋梁等の建設に当たり、地下5mを超える場所に基礎杭、矢板等を設置するような工事を地下工事と規定します。

4 条例（案）の概要

(6) 育水

「使った地下水はきれいにして地下へ還す」、「地下水を量・質の両面で育ててから使う」という「育水」の考え方を市民等に普及・啓発し、意識の向上を図ります。

【趣旨】

持続可能な地下水利用、さらには健全な水循環を実現します。

【解説】

- ①市民及び地下水利用者に共に地下水を守ってもらうために、ワークショップ等の市民参加の機会を設けて、本市の地下水の現状や科学的な認識の共有化を図り、「育水」の考えの啓発に努めます。

4 条例（案）の概要

(7) 地下水等の汚染時

土壌、地質及び地下水汚染時の対応及び責任の所在を明確にし、地下水汚染の未然防止及び浄化に繋がります。

【趣旨】

土壌、地質及び地下水の汚染を未然に防止します。

【解説】

- ①汚染時における調査や汚染物質の除去等は、原因者が対応することが原則です。
- ②水質汚濁防止法や土壌汚染対策法に基づき県が指導・監督しますが、事業場からの排水量が少ない場合、対象施設ではない場合、健康被害が生ずる恐れがない場合等、これらの法が適用されないことがあります。
- ③条例では、基準を定めた物質により土壌、地質又は地下水が汚染されているおそれがある土地について、基礎調査を行い、原因者による詳細調査を経て、浄化を実施します。

4 条例（案）の概要

(8) 罰則（現行条例にあるもの）

1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

- 涵養保護地域・水源保護地域において、規制対象事業場・有害物質使用事業場の設置中止命令、原状回復命令等に違反した者

50万円以下の罰金

- 井戸設置の一時停止命令に違反した者
- 周辺地下水に影響を及ぼしたにもかかわらず、必要な措置命令に違反した者
- 基準に適合しない排水について、必要な措置命令に違反した者
- 有害物質が地下水を汚染しないための措置命令に違反した者
- 地下工事に起因する地下水への影響に関する水質検査等の実施命令に違反した者
- 地下工事の一時停止命令に違反した者
- 地下水の水質を維持するために必要な措置の実施命令に違反した者 など

【趣旨】

土壌、地質及び地下水の汚染、水量減少を未然に防止します。

【解説】

①条例の施行に必要な限度における命令等に違反した者に罰則を科します。